

長野県屋外広告物条例の規定に基づく規制地域の指定の検討について

都市・まちづくり課

1 指定の理由及び検討内容

岡谷市で平成 15 年度（2004 年度）に開通した下諏訪岡谷バイパスについて、広域的に調和のとれた屋外広告物の誘導を行い、景観育成を進めるため、屋外広告物条例施行規則の一部を改正し規制地域の指定を検討する。

2 区域指定の方針

区域指定は屋外広告物条例による規制地域指定のガイドラインに基づき指定検討を行う。

当該路線は諏訪湖、八ヶ岳、富士山等良好な湖沼景観・山岳景観を望むことが可能な路線であり、「景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路」に該当すると判断した。

指定箇所	規制内容	範囲	対象市町村
一般国道 20 号 下諏訪岡谷バイパス (平成 16 年 3 月開通)	禁止地域（要検討） ⇒原則、屋外広告物の設置を禁止する	両側各 100m 展望できる範囲	岡谷市
	許可地域（要検討） ⇒屋外広告物の設置には許可が必要	両側各 300m 展望できる範囲	

規制範囲については、すでに禁止地域及び許可地域として指定されている一般国道 20 号の延伸区間であり、現在の規制内容と整合を図るため、両側 100mの禁止地域及び両側 300mの許可地域としての指定を検討する。

また、すでに規制地域となっている国道 20 号本道の一部について、指定の解除を検討する。

長野県策定による「屋外広告物条例による規制地域指定のガイドライン（抜粋）」

(1) 指定方針（第 2）

次のいずれかに該当する道路等及びこれらに接続する地域について、検討のうえ指定

- 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道
- 景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路
- 既に規制地域として指定されている道路等の延伸区間

(2) 規制地域の範囲（第 4. 第 2 号）

高速自動車国道以外の路線である場合は、当該路線に係る規定の範囲及び種類は次の各号に掲げる事項について検討のうえ指定

- 当該地域の地理的、景観上の特性
- 当該地域に係る土地利用規制との整合性
- 当該地域の将来的な経済活動と良好な景観育成とのバランス
- 地域指定により違反広告物となる物件の数及び猶予期間中の適正化の見通し
- 地元住民及び市町村による当該地域における景観育成のための活動の状況

3 指定区域図

別紙 1 のとおり

4 今後のスケジュール

- ・岡谷市へ意見照会（令和 6 年 12 月頃予定）
- ・県民意見公募手続（パブリックコメント）を実施（令和 6 年 12 月頃予定）
- ・長野県景観審議会へ諮問・答申（令和 7 年 2 月頃予定）

①



②



変更前



